

|       |  |                                      |                    |                       |                             |
|-------|--|--------------------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|
| ①国名   | Republic of Italy ( IT )<br>(イタリア共和国)  |                                      |                    |                       |                             |
| ②名称   | Ministry of Economic Development<br>Directorate General for the Protection of Industrial Property<br>Italian Patent and Trademark Office   |                                      |                    |                       |                             |
| ③所在地  | 19, via Molise 00187 Rome  |                                      |                    |                       |                             |
| ④連絡先  | (電話)(39) 06 4705 5800 (FAX)(39) 06 4705 5635<br>(E-mail) <a href="mailto:anticontraffazione@mise.gov.it">anticontraffazione@mise.gov.it</a> (internet) <a href="http://www.uibm.gov.it/">www.uibm.gov.it /</a><br><a href="mailto:contactcenteruibm@mise.gov.it">contactcenteruibm@mise.gov.it</a>   |                                      |                    |                       |                             |
| ⑤組織の長 | Director General :<br>Mr. Antonio Lirosi   |                                      |                    |                       |                             |
| ⑥沿革   | <p>(1) イタリアの特許制度は、1930年6月29日の産業上の発明に関する特許令第1127号に始まり、その後、数度にわたる法改正を経て今日に至っている。特に、1979年の改正では大統領令第338号により出願公開制度の採用、存続期間の延長などの大幅な改正が行われた。最新の改正は2001年、2005年に行われ、施行された。</p> <p>(2) イタリアの意匠制度は、2001年4月19日に施行された2001年法令第95号により大幅に改正された。この法令により、イタリアの意匠法は1998年10月13日の意匠の法的保護に関するEC指令に基本的に合致することになった。このため、イタリアにおける意匠又はひな形の保護は、OHIMにおいて欧州共同体意匠として登録することによっても、また2001年改正法によっても意匠又はひな形の登録が行える。</p> <p>(3) イタリアの商標法は、1998年12月21日のEEC指令No.89/104を履行するために改正された。この改正により、登録の存続期間が出願日から10年になり、登録出願人が自ら業務を行っていることを求める要件が緩和された。また、2005年にも改正され、施行された。</p> <p>(4) 2006年1月1日から特許、実用新案及び意匠の料金が廃止された。(商標の料金は従前通り)</p> <p>(5) 2006年1月1日に廃止された特許、実用新案及び意匠の料金が、2007年1月1日から復活した。この料金の復活にともなって料金制度が変更された。(商標の料金制度は従前通り)</p> |                                      |                    |                       |                             |
| ⑦所管   | 特許、実用新案、意匠、商標、著作権、地理的及び原産地表示、不正競争防止法、半導体集積回路の回路配置、植物新品種  |                                      |                    |                       |                             |
| ⑩加盟条約 | WIPO<br>1977/4/20  | ベルヌ<br>1887/12/5                     | ブリュッセル<br>1981/7/7 | フィルム登録<br>1977.3.24   | マドリッド(原産地表示)<br>1951/3/5    |
|       | ナイロビ(オリンピック)<br>1985/10/25   | パリ<br>1884/7/7                       | PLT                | レコード保護<br>1977.3.24   | ローマ<br>1975/4/8             |
|       | シンガポール<br>2010/9/21  | TLT<br>2011/4/26                     | ワシントン              | WCT(著作権)<br>2010/3/14 | WPPT(演奏及びレコード)<br>2010/3/14 |
|       | ブタペスト<br>1986/3/23   | ヘーグ<br>ロンドンアクト<br>ヘーグアクト<br>ジュネーブアクト |                    |                       | リスボン<br>1968/12/29          |
|       | マドリッド(標章)<br>1894/10/15  | マドプロ<br>2000/4/17                    | PCT<br>1985/3/28   | ロカルノ<br>1975/8/12     | ニース<br>1961/4/8             |
|       | ストラスブール<br>1980/3/20   | ウィーン                                 | WTO<br>1995/1/1    |                       |                             |

| ①国名                    | Republic of Italy (IT)<br>(イタリア共和国) |            |        |        |        |        |
|------------------------|-------------------------------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| ①統計データ                 | 出願件数                                |            | 2017年  | 2018年  | 2019年  | 2020年  |
|                        | 特許                                  | 全数         | 9,674  | 9,821  | 10,127 | 11,008 |
|                        |                                     | (内 外国出願)   | 1,031  | 900    | 898    | 947    |
|                        |                                     | (内 日本から)   | 92     | 41     | 26     | 42     |
|                        |                                     | (内 PCTルート) |        |        |        |        |
|                        | 実用新案                                | 全数         | 2,095  | 1,966  | 1,916  | 2,397  |
|                        |                                     | (内 外国出願)   | 207    | 185    | 166    | 191    |
|                        | 意匠                                  | 全数         | 1,250  | 1,192  | 1,199  | 1,304  |
|                        |                                     | (内 外国出願)   | 106    | 119    | 83     | 51     |
|                        |                                     | (内 日本から)   | 1      | 2      | 1      | 7      |
|                        | 商標                                  | 全数         | 41,971 | 42,595 | 42,919 | 43,094 |
|                        |                                     | (内 外国出願)   | 5,098  | 5,275  | 5,229  | 4,960  |
|                        |                                     | (内 日本から)   | 152    | 119    | 138    | 105    |
|                        | 登録件数                                |            | 2017年  | 2018年  | 2019年  | 2020年  |
|                        | 特許                                  | 全数         | 4,855  | 6,424  | 8,617  | 9,152  |
|                        |                                     | (内 外国出願)   | 319    | 84     | 342    | 905    |
|                        |                                     | (内 日本から)   | 69     | 2      | 26     | 60     |
|                        |                                     | (内 PCTルート) |        |        |        |        |
|                        | 実用新案                                | 全数         | 1,402  | 1,420  | 1,601  | 2,101  |
|                        |                                     | (内 外国出願)   | 45     | 25     | 101    | 268    |
| 意匠                     | 全数                                  | 1,239      | 1,364  | 1,341  | 1,264  |        |
|                        | (内 外国出願)                            | 101        | 71     | 111    | 45     |        |
|                        | (内 日本から)                            | 1          | 2      | 1      | 2      |        |
| 商標                     | 全数                                  | 38,466     | 64,446 | 39,756 | 41,914 |        |
|                        | (内 外国出願)                            | 4,443      | 5,414  | 5,401  | 5,272  |        |
|                        | (内 日本から)                            | 123        | 113    | 158    | 125    |        |
| 出典: WIPO IP Statistics |                                     |            |        |        |        |        |
|                        |                                     |            |        |        |        |        |
|                        |                                     |            |        |        |        |        |

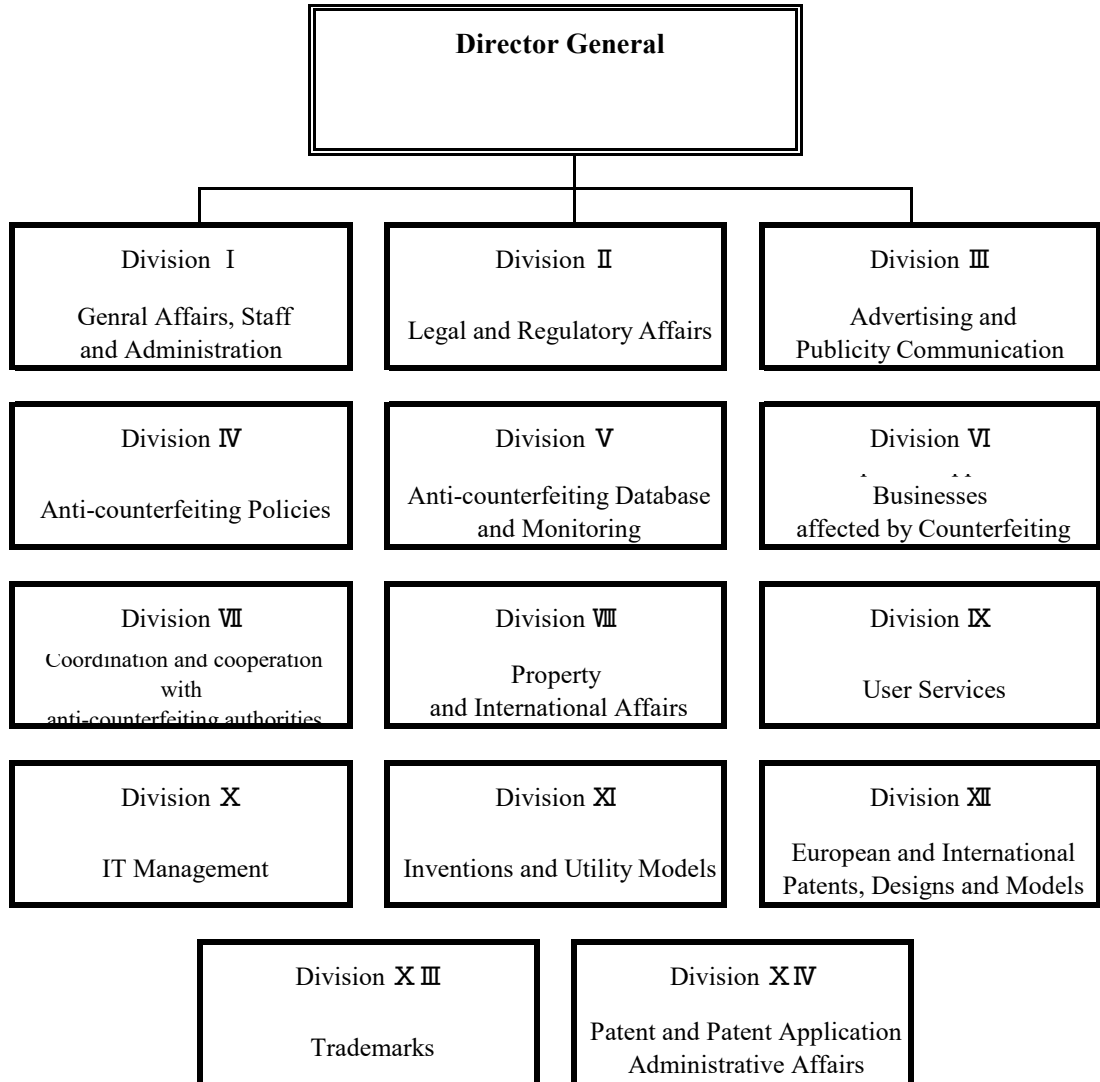
①国名

Republic of Italy (IT)  
(イタリア共和国)

⑫ 組 織

<組織図> イタリア特許商標庁(DGLC-UIBM)はMinistry of Production Activities (生産活動省)の下部組織である。

イタリア特許商標庁は、次の14の部局(Division)から構成されている。



(出典): イタリア特許商標庁のHP

| ①国名  | <p style="text-align: center;">Republic of Italy ( IT )<br/>(イタリア共和国)</p> |   |
|------|---|---|
| 特許制度 | ②最新特許法の施行年月日  | 2010年9月2日施行(2010年法律第131号知財改正法)<br>(注) 2010年改正法は、本件解析事項とは無関係な事項のみの改正につき、解析は従前のは2005年法律第30号(2005年3月19日施行)により行った。  |
|      | ③地理的効力の範囲   | (1) イタリアで保護された工業所有権は、1939年3月31日締結のサンマリノ及びイタリア間の善隣友好協定によりサンマリノにおいても保護される。<br>(2) 工業所有権の保護についてのイタリア法は、バチカン市にも1929年6月7日の法律により適用される。しかしながら、欧州共同体商標登録及び未登録欧州共同体意匠はバチカン市には拡張しては適用されない。  |
|      | ④他国制度との関係   | 欧州特許条約(EPC)加盟国  |
|      | ⑤出願人資格  | 発明者及び承継人(自然人、法人)<br>(知財法第63条)   |
|      | ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格  | 要。イタリアに非居住の出願人は、イタリアにおける送達先を選定しなければならず、イタリアにおける公認の代理人を選任しなければならない。<br>(知財法第201条(1)、第202条(1))  |
|      | ⑦出願言語   | イタリア語。明細書及びクレームは、如何なる言語でも提出することができるが、出願から2月以内にイタリア語による翻訳文を提出しなければならない。<br>(知財法第148条(5))   |
|      | ⑧特許権の存続期間及び起算日  | 出願日から20年<br>(知財法第60条)   |
|      | ⑨新規性の判断基準   | 内外国公知、内外国刊行物<br>(知財法第46条(2))  |
|      | ⑩グレースピリット   | 有。次のケースが規定されている。<br>(1) 出願人、譲渡人の意に反する開示の場合は、期間は開示日から6月。<br>(2) 公の又は公認の博覧会における展示による開示(期限の制限なし)。<br>(知財法第47条(1)、(2))  |
|      | ⑪非特許対象  | (1) 発見された事物、科学的理論及び数学的方法<br>(2) 美的創造物<br>(3) 知的活動、ゲームを行い又は業務を遂行するための計画、規則及び方法<br>(4) コンピュータ・プログラム<br>(5) 情報の表示<br>(6) 外科手術又は治療術により人間若しくは動物の身体を治療する方法、及び人間若しくは動物の身体に実施する診断方法<br>(7) 実施することが公序良俗に反する発明<br>(8) 植物又は動物品種及びそれらを得るための本質的に生物学的な方法<br>(知財法第45条(2)~(5)、第50条) |
|      | ⑫実体審査の有無及び審査事項  | 有。イタリア特許庁(UBIM)においては、方式的な要件、発明の単一性及び限定された特許性の審査が行われる。また、最初のイタリア特許出願(即ち優先権主張をしていない出願)については、UIBMとEPOの合意に基づいてEPOに先行技術調査が委託され、EPOにおいて調査報告書が作成され、この報告書はイタリア特許庁(UBIM)から出願人に送られる。<br>(知財法第170条(1b))  |
|      | ⑬審査請求制度の有無  | 無。<br>(知財法第170条(1b))  |
|      | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無   | 無。  |
|      | ⑮出願公開制度の有無  | 有。出願日又は優先日から18月経過後、出願は公衆の閲覧に供される。<br>(知財法第53条(3))   |
|      | ⑯異議申立制度の有無  | 無。異議申立制度はないが、公告から2月以内に意見書を提出することができる。<br>(知財法第175条)   |
|      | ⑰無効審判制度の有無  | 無。無効審判制度はないが、無効は裁判所へ提訴することができる。   |
|      | ⑱実施義務   | 有。特許付与から3年以内又は出願から4年の何れか遅く終了する期間内に、国内において国の需要に見合うように実施しなければならない。前記期間の経過後は、3年を超えての不実施は、強制実施権付与の対象となる。<br>(知財法第70条)   |

| ①国名  | Republic of Italy ( IT )<br>(イタリア共和国)   |                     |                                       |  |
|--|---|---------------------|---------------------------------------|--|
| ⑱費用<br>単位<br>EUR<br>(ユーロ)<br><br>1 EUR =<br>1.190 US\$<br>(2018年1月時) | [出願から登録までに掛かる費用]<br>出願料 50 EUR(オンライン出願) 120 EUR(ペーパー出願(*1))<br>先行技術調査手数料(条約上の優先権を主張しない特許出願について)<br>クレーム超過* 45 EUR(10超の各クレームについて加算する加算料金)<br>翻訳手数料 200 EUR(出願人がクレームの英語翻訳文を提出しない場合)<br><br>[特許権維持に掛かる費用]<br>4年を超える年の維持年金<br>5年次 60 EUR 11年次 310 EUR<br>6年次 90 EUR 12年次 410 EUR<br>7年次 120 EUR 13年次 530 EUR<br>8年次 170 EUR 14年次 600 EUR<br>9年次 200 EUR 15~20年次の各年 650 EUR<br>10年次 230 EUR<br><br>*1: ペーパー出願による場合の書類のページ数により加算する加算料金<br>10ページ以下のとき 120 EUR 11-20ページのとき 160 EUR<br>20-50ページのとき 400 EUR 50ページ以上 600 EUR<br>10を超える各クレームに対する追加料金 45 EUR |                     |                                       |  |
|  |   | ⑳料金減免措置の有無          | 無。                                    |  |
|  |   | ㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無 | 無。(イタリアにおけるPCT出願による特許は、EP経由でのみ取得できる。) |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |
|  |   |                     |                                       |  |

| ①国名                       | <p style="text-align: center;">Republic of Italy (IT)<br/>(イタリア共和国)</p>  |  |
|---------------------------|--|--|
| <b>②最新実用新案法の施行年月日</b>     | 2010年9月2日施行(2010年知財改正法)<br>(注) 2010年改正法は、本件解析事項とは無関係な事項のみの改正につき、解析は従前のは2005年法律第30号(2005年3月19日施行)により行った。  |  |
| <b>③地理的効力の範囲</b>          | (1) イタリアで保護された工業所有権は、1939年3月31日締結のサンマリノ及びイタリア間の善隣友好協定によりサンマリノにおいても保護される。<br>(2) 工業所有権の保護についてのイタリア法は、パチカン市にも1929年6月7日の法律により適用される。しかしながら、欧州共同体商標登録及び未登録欧州共同体意匠はパチカン市には拡張しては適用されない。   |  |
| <b>④他国制度との関係</b>          | 無。   |  |
| <b>⑤出願人資格</b>             | 考案者及び承継人(自然人、法人)<br>(知財法第63条)  |  |
| <b>⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格</b> | 要。イタリアに非居住の出願人は、イタリアにおける送達先を選定しなければならず、イタリアにおける公認の代理人を選任しなければならない。<br>(知財法第201条(1)、第202条(1))   |  |
| <b>⑦出願言語</b>              | イタリア語<br>(知財法第148条(5))   |  |
| <b>⑧実用新案権の存続期間及び起算日</b>   | 出願日から10年<br>(知財法第85条)  |  |
| <b>⑨新規性の判断基準</b>          | 内外国公知、内外国刊行物<br>(知財法第46条(2))   |  |
| <b>⑩グレースピリオド</b>          | 有。次のケースが規定されている。<br>(1) 出願人、譲渡人の意に反する開示。この場合は、期間は開示日から6月。<br>(2) 公の又は公認の博覧会における展示による開示(期限の制限なし)。<br>(知財法第47条(1)、(2))   |  |
| <b>⑪不登録対象</b>             | (1) 発見された事物、科学的理論及び数学的方法<br>(2) 美的創造物<br>(3) 知的活動、ゲームを行い又は業務を遂行するための計画、規則及び方法<br>(4) コンピュータ・プログラム<br>(5) 情報の単なる表示<br>(6) 外科手術又は治療術により人間若しくは動物の身体を治療する方法、及び人間若しくは動物の身体に実施する診断方法<br>(7) 実施することが公序良俗に反する発明<br>(8) 植物又は動物品種及びそれらを得るための本質的に生物学的な方法<br>(知財法第45条(2)～(5)、第50条) |  |
| <b>⑫実体審査の有無及び審査事項</b>     | 無。<br>(知財法第170条(1b))   |  |
| <b>⑬審査請求制度の有無</b>         | 無。<br>(知財法第170条(1b))   |  |
| <b>⑭優先審査制度・早期審査制度の有無</b>  | 無。   |  |
| <b>⑮出願公開制度の有無</b>         | 有。出願日又は優先日から18月経過後、出願は公衆の閲覧に供される。<br>(知財法第53条(3))  |  |
| <b>⑯異議申立制度の有無</b>         | 無。異議申立制度はないが、公告から2月以内に意見書を提出することができる。<br>(知財法第175条)  |  |
| <b>⑰無効審判制度の有無</b>         | 無。無効審判制度はないが、無効は裁判所へ提訴することができる。  |  |
| <b>⑱実施義務</b>              | 有。特許付与から3年以内又は出願から4年の何れか遅く終了する期間内に、国内において国の需要に見合うように実施しなければならない。前記期間の経過後は、3年を超えての不実施は、強制実施権付与の対象となる。<br>(知財法第70条)  |  |

| ①国名   | Republic of Italy (IT)<br>(イタリア共和国) |   |
|---|-------------------------------------|---|
| ⑱費用<br>単位<br>EUR<br>(ユーロ)<br>1 EUR =<br>1.190 US\$<br>(2018年1月時点) |                                     | [出願から登録までに掛かる費用]<br>出願料            50 EUR(オンライン出願)    120 EUR(ペーパー出願) |
|   |                                     |   |
|   |                                     | [実用新案権維持に掛かる費用]   |
|   |                                     | 5年を超える第2期目の5年間の維持年金<br>第2期目の5年間            500 EUR                    |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
| ⑳料金減免措置<br>の有無  |                                     | 無。  |
| ㉑PCTにおける<br>国内料金減額<br>措置の有無                                       |                                     | 無。  |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |
|   |                                     |   |

| ①国名  | Republic of Italy ( IT )<br>(イタリア共和国) |  |
|------|---------------------------------------|--|
| 意匠制度 | ②最新意匠法の施行年月日                          | 2010年9月2日施行(2010年知財改正法)<br>(注) 2010年改正法は、本件解析事項とは無関係な事項のみの改正につき、解析は従前のは2005年法律第30号(2005年3月19日施行)により行った。  |
|      | ③地理的効力の範囲                             | (1) イタリアで保護された工業所有権は、1939年3月31日締結のサンマリノ及びイタリア間の善隣友好協定によりサンマリノにおいても保護される。<br>(2) 工業所有権の保護についてのイタリア法は、バチカン市にも1929年6月7日の法律により適用される。しかしながら、欧州共同体商標登録及び未登録欧州共同体意匠はバチカン市には拡張しては適用されない。   |
|      | ④他国制度との関係                             | 欧州連合(EU)加盟国(OHIM)  |
|      | ⑤出願人資格                                | 創作者及び承継人(自然人、法人)   |
|      | ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格                    | 要。イタリアに非居住の出願人は、イタリアにおける送達先を選定しなければならず、イタリアにおける公認の代理人を選任しなければならない。<br>(知財法第201条(1)、第202条(1))   |
|      | ⑦出願言語                                 | イタリア語<br>(知財法第148条(5))   |
|      | ⑧意匠権の存続期間及び起算日                        | 出願日から5年。5年ずつ4回更新することができる。(最長25年)<br>(知財法第37条)  |
|      | ⑨新規性判断の基準                             | 内外国公知、内外国刊行物<br>(知財法第34条(1))   |
|      | ⑩「グレースピリオド」                           | 有。次のように規定されている。<br>(1) 創作者、承継者、又は創作者、承継者から取得した第三者による開示。この場合は、期間は開示日から12月。<br>(2) 創作者、承継者に対する濫用による開示。この場合は、期間は開示日から12月。<br>(3) 公の又は公認の博覧会における展示による開示(期限の制限なし)。<br>(知財法第34条(3)～(5))  |
|      | ⑪不登録対象                                | (1) 意匠の定義を満たさない意匠<br>(2) 必要とされる新規性を欠く意匠<br>(3) 必要とされる独自性を欠く意匠<br>(4) 専ら技術的機能により影響された製品の外的特徴<br>(5) 意匠を組み込んだ製品又は意匠を適用した製品を、何れの製品もその機能を果せるように他の製品に機械的に結合するため、又は他の製品の周辺又は他の製品に取付けるため、必然的に正確な形態と大きさで複製しなければならない製品の外的特徴<br>(6) 公序良俗に反する意匠 (知財法第43条) |
|      | ⑫実体審査の有無                              | 無。審査は、方式要件のみが行なわれる。<br>(知財法第170条(1c))  |
|      | ⑬審査請求制度の有無                            | 無。<br>(知財法第170条(1c))   |
|      | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無                     | 無。   |
|      | ⑮部分意匠制度の有無                            | 有。製品の一部又は複合製品の部品の意匠についても保護を受けることができる。この際の要件としては、それが組み込まれている製品の通常の使用の間において、視認できることが必要である。   |
|      | ⑯関連意匠制度の有無                            | 無。   |
|      | ⑰「組物」の意匠制度の有無                         | 有。<br>(知財法第39条(1))   |
|      | ⑱意匠分類                                 |  |
|      | ⑲出願公開制度の有無                            | 無。出願公開制度としてはないが、出願は登録後に公告(公開)される。  |
|      | ⑳秘密意匠制度の有無                            | 有。出願人は、出願日又は優先日から30月を越えない範囲内で、出願の公開の繰延べを請求することができる。<br>(知財法第38条(5))  |



| ①国名   | Republic of Italy ( IT )<br>(イタリア共和国)   |  |
|---|---|--|
| ②①異議申立制度の有無   | 無。  |  |
| ②②無効審判制度の有無   | 無。無効審判制度ではないが、利害関係人は、意匠の無効を裁判所に提訴することができる。  |  |
| ②③登録表示義務  | 無。  |  |
| ②④費用<br>単位<br>EUR<br>(ユーロ)<br>1 EUR =<br>1.190 US\$<br>(2018年1月時) | [出願から登録までに掛かる費用]<br>出願料      50 EUR(オンライン出願)                      100 EUR(ペーパー出願)<br>100 EUR(オンライン出願、意匠が複数)      200 EUR(ペーパー出願、意匠が複数)<br><br>[意匠権の維持に掛かる費用]<br>存続期間更新料<br>第2期目の5年間      30 EUR                      第4期目の5年間      70 EUR<br>第3期目の5年間      50 EUR                      第5期目の5年間      80 EUR |  |
| ②⑤料金減免措置の有無   | 無。  |  |
|   |   |  |

| ①国名  | <p style="text-align: center;">Republic of Italy ( IT )<br/>(イタリア共和国)</p> |  |
|------|---|--|
| 商標制度 | ②最新商標法の施行年月日  | <p>2010年9月2日施行 (2010年知財改正法)</p> <p>(注) 2010年改正法は、本件解析事項とは無関係な事項のみの改正につき、解析は従前のは2005年法律第30号(2005年3月19日施行)により行った。</p>  |
|      | ③地理的効力の範囲   | <p>(1) イタリアで保護された工業所有権は、1939年3月31日締結のサンマリノ及びイタリア間の善隣友好協定によりサンマリノにおいて保護される。</p> <p>(2) 工業所有権の保護についてのイタリア法は、バチカン市にも1929年6月7日の法律により適用される。しかしながら、欧州共同体商標登録及び未登録欧州共同体意匠はバチカン市には拡張しては適用されない。</p>   |
|      | ④他国制度との関係   | 欧州連合 (EU)加盟国 (OHIM)  |
|      | ⑤商標法の保護対象   | <p>商品、役務、団体商標、地理的表示</p> <p style="text-align: center;">(知財法第7条(1))</p>   |
|      | ⑥商標の種類  | <p>文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、色彩商標、音楽商標、芳香商標</p> <p style="text-align: center;">(知財法第7条(1))</p>   |
|      | ⑦出願人資格  | <p>標章を使用している又は使用を予定している者、及びその商標を使用させる者 (自然人、法人)</p> <p style="text-align: center;">(知財法第19条(1))</p>  |
|      | ⑧権利付与の原則  | <p>先願主義</p> <p style="text-align: center;">(知財法第20条(1))</p>  |
|      | ⑨本国登録要件   | 無。   |
|      | ⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格  | <p>要。イタリアに非居住の出願人は、イタリアに連絡先を定めなければならず、公認の代理人を選任しなければならない。 (知財法第201条(1)、第202条(1))</p>   |
|      | ⑪出願言語   | <p>イタリア語</p> <p style="text-align: center;">(知財法第148条(5))</p>  |
|      | ⑫商標権の存続期間及び起算日  | <p>出願から年。10年毎に更新できる。</p> <p style="text-align: center;">(知財法第15条(4)、第16条(2))</p>   |
|      | ⑬グレースピリオド   | <p>有。国内又は国際の公認の博覧会における商標の展示については、一時的な保護が与えられる。</p> <p style="text-align: center;">(知財法第18条)</p>  |
|      | ⑭不登録対象  | <p>(1) 図式的に表現することができない標章</p> <p>(2) 法律、公序良俗に反する標章</p> <p>(3) 商品又はサービスの一般名称又はこれに関する記述的表示、例えば商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製造若しくはサービスの提供の時期若しくは方法又は商品若しくはサービスのその他の特徴を示すために取引上使用することができるもののみからなる標章</p> <p>(4) 通用語又は構成かつ確立された商慣習において常用されるようになっている標章又は表示のみからなる標章</p> <p>(5) 商品の性質から結果として生じる形状、技術的成果を達成するために必要とされる形状又は商品に実質的価値を与える形状のみからなる標章</p> <p>(6) 効力を有する国際条約又は公益の観点から考慮される紋章、徽章、記章及びその他の記号からなる標章</p> <p>(7) 公衆を、特に商品又はサービスの原産地、性質又は品質について欺くおそれがある標章</p> <p>(8) 使用が第三者の著作権、工業所有権又は他の独占的権利を侵害する標章</p> <p>(9) イタリアにおける使用により、同一又は類似の商品又はサービスについて他人が生産し、販売又は提供する商品又はサービスの商標又は識別標識として既知の標章と同一又は類似の標章</p> <p>(10) 他人の商号、営業名又は取引の呼称及び記号として既知の標章と同一又は類似の標章</p> <p>(11) 同一の商品又はサービスについて他人の名義でイタリアにおいて、又はイタリアで有効な既登録の商標、又は同一の商品又はサービスについて他人名義で欧州共同体商標として既登録の商標であって、先の出願日又は優先日を有する出願に係るもの、又は欧州共同体商標に関して有効な優先順位の主張による先の日付から効力を有するものと同一の標章</p> <p>(12) 同一又は類似の商品について他人の名義でイタリアにおいて、又はイタリアで有効な既登録の商標、又は欧州共同体商標として既登録の商標であって、先の出願日又は優先日を有する出願に係るもの、又は欧州共同体商標に関して有効な優先順位の主張による先の日付を有するものと同一又は類似の標章</p> |

| ①国名   | Republic of Italy ( IT )<br>(イタリア共和国) |   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
|---|---------------------------------------|---|-----|---------------|---------------------|---------------|--|--|---------|--------------|---------------------|
|   |                                       | (13) 上記第11項の同一商品又はサービスについての先行商標と同一の標章、及び上記第12項の同一又は類似の商品又はサービスについての先行商標と同一又は類似のの標章<br>(14) イタリアにおいて又はイタリアで有効な、又は共同体商標として、他人名義で既登録の商標であって、先の出願日又は優先日を有する出願、又は欧州共同体商標に関しては有効な優先順位的主張により、先の日付から効力を有する出願に係るものと同一又は類似の標章<br>(15) 正当な理由のない後の商標の使用が、周知商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害するものである場合には、類似しない商品及び／又はサービスについてパリ条約第6条の2の意味で周知になっている商標と同一又は類似の標章<br>(知財法第8条～第10条、第12条～第14条) |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ⑮防護標章制度の有無  | 有。                                    | (知財法第24条(4))<br>(注) この防護標章に対応する規程については、欧州連合加盟国におけるEEC指令No.89/104にはないが、イタリアの2005年法律第30号においては防護標章に関する旧規定が維持されている。   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ⑯周知商標制度の有無  | 有。                                    | 法律上、周知商標に関する具体的な定義はないが、欧州司法裁判所の判例では「当該商標によりカバーされる製品について、関係する公衆の重要な部分に認知されている商標」と述べられている。また、パリ条約第6条の2には、周知商標となっている商標は保護されると規定されている。  |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ⑰一出願多区分制度の有無  | 有。                                    | (知財法第158条)  |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ⑱実体審査の有無及び審査事項  | 有。                                    | 審査は、方式、登録性事態、第三者の氏姓との抵触、芸術、文学、科学、政治又はスポーツの分野で使用されている(未登録)著名な名前又は標章との抵触、展示会、博覧会、祭事、イベント等、及び非営利団体又は協会の呼称及び標章との抵触について行われる。<br>(知財法第170条(1a))   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ⑲審査請求制度の有無  | 無。                                    | (知財法第170条(1a))  |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ⑳優先審査制度・早期審査制度の有無   | 無。                                    |   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ㉑出願公開制度の有無  | 無。                                    | 出願公開制度はないが、出願は登録後に公報により公告(公開)される。   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ㉒異議申立制度の有無  | 有。                                    | 何人も、公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。<br>(知財法第175条、同第176条)   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ㉓無効審判制度の有無  | 無。                                    | 無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる。  |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ㉔不使用取消制度の有無   | 有。                                    | 5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。<br>(知財法第24条(3))   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ㉕商標分類   | 国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。              |   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ㉖図形要素の分類  | 国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。                |   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ㉗譲渡要件   | 無。                                    | 商標は、営業とは関係なく譲渡することができる。<br>(知財法第23条)  |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ㉘費用<br>単位<br>EUR<br>(ユーロ)<br><br>1 EUR =<br>1.190 US\$<br>(2018年1月時点) | [出願から登録までに掛かる費用]                      | <table border="0"> <tr> <td>出願料</td> <td>101 EUR(1クラス)</td> <td>34 EUR(1超の各クラスについて)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[商標権維持に掛かる費用]</td> </tr> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>67 EUR(1クラス)</td> <td>34 EUR(1超の各クラスについて)</td> </tr> </table>  | 出願料 | 101 EUR(1クラス) | 34 EUR(1超の各クラスについて) | [商標権維持に掛かる費用] |  |  | 存続期間更新料 | 67 EUR(1クラス) | 34 EUR(1超の各クラスについて) |
| 出願料   | 101 EUR(1クラス)                         | 34 EUR(1超の各クラスについて)   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| [商標権維持に掛かる費用]   |                                       |   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| 存続期間更新料   | 67 EUR(1クラス)                          | 34 EUR(1超の各クラスについて)   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |
| ㉙料金減免措置の有無  | 無。                                    |   |     |               |                     |               |  |  |         |              |                     |